十四　外国為替及び外国貿易法の規定による貨物の輸出又は輸入の取締りに関すること（監視部の所掌に属するものを除く。）。

十五　輸出入取引法の規定による貨物の輸出の取締りに関すること。

2　前項に規定する事務のうち内国消費税及び国際観光旅客税に関するものについては、沖縄地区税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。

（調査部の所掌事務）

第三百四十八条　調査部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　輸入された貨物に係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の課税標準の調査並びに関税、内国消費税、国際観光旅客税及び貨物割に関する検査に関すること。

二　輸出された貨物に関する調査及び検査に関すること。

三　関税に関する法令、内国消費税、国際観光旅客税及び貨物割に関する犯則事件の調査及び処分並びに情報に関すること。

四　関税、とん税及び特別とん税、内国消費税、国際観光旅客税並びに貨物割の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報に関すること。

五　税関統計に関すること。

2　前項に規定する事務のうち内国消費税及び国際観光旅客税に関するものについては、沖縄地区税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。

（総務部に置く課）

第三百四十九条　総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

人事課

会計課

（総務課の所掌事務）

第三百五十条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　沖縄地区税関の所掌事務の総合調整に関すること。

二　公文書類の審査及び進達に関すること。

三　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

四　沖縄地区税関の保有する情報の公開に関すること。

五　沖縄地区税関の保有する個人情報の保護に関すること。

六　沖縄地区税関の所掌事務に係る国際協力に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、沖縄地区税関の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（人事課の所掌事務）

第三百五十一条　人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　沖縄地区税関長の官印及び庁印の保管に関すること。

三　沖縄地区税関の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

四　沖縄地区税関の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

（会計課の所掌事務）

第三百四十八条　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　沖縄地区税関の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

二　沖縄地区税関所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

三　還付金及び諸払戻金の支払に関すること。

四　沖縄地区税関所属の建築物及び船舶の営繕に関すること。

五　庁内の管理に関すること。

六　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十九条の規定による税関貨物取扱人等に対する給付金（第三百五十五条において「転職等給付金」という。）の支払に関する事務

（監視管理課の所掌事務）

第三百四十九条　監視管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　密輸対策企画室、統括監視官及び保税地域監督官（次号において「密輸対策企画室等」という。）の事務の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　支署、出張所及び監視署の分掌する密輸対策企画室等の事務の運営の統一に関する指導及び調整に関すること。

（業務管理課の所掌事務）

第三百五十条　業務管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　収納課、統括審査官及び特別審査官（次号において「収納課等」という。）の事務の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　支署、出張所及び監視署の分掌する収納課等の事務の運営の統一に関する指導及び調整に関すること。

三　沖縄地区税関の所掌事務に係る不服申立て及び訴訟に関すること。

（収納課の所掌事務）

第三百五十一条　収納課は、次に掲げる事務（統括監視官、統括審査官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　関税等の納付又は徴収に関すること。

二　関税等の滞納処分に関すること。

三　関税等に係る滞納処分費の徴収に関すること。

四　関税等の確定に関する文書の送達に関すること。